

仙台司教区

教区事務所だより



(第32号)
昭和55年6月1日

家庭に祈りを！

親の祈る姿こそ、信仰教育の第一歩

▲第六回司牧評議会▼

昭和55年3月20日(木)仙台・元寺小路教会。
信徒館において、第六回司牧評議会が開かれ、各評議員出席のもとに、二つの議題について話し合われました。その中で、特に「聖書に基づいた家庭における信仰教育」について取り上げたいと思います。

このテーマは、今年の四旬節司教教書の中で、佐藤司教様が、「恵みに満たされたキリスト者の家庭」と題して、私共教区民に強く呼びかけておられます。

司牧評議会においても、各地区でアンケート調査を行い、その報告をもとに話し合いました。その中で、次の点が仙台教区内において共通した問題点であることが認識されました。

- 聖書は各家庭にあるが、聖書の内容を理解し、それを子供に伝えるというところまでにはいかない。その意味では親に自信がない。その対策が必要である。

- 子供にとって、親の生き方こそ信仰教育の根幹であるという意味から、親の生活態度そのものが問われている。
- 親の再教育の重要性は理解できるが、個人ではとてもできないし、特に聖書を理解していこうとする場合は、司祭の助けが必要である。

以上の内容をふまえて話し合われた結果、特に、「親の祈る姿こそ信仰教育の根幹である」ことを痛感し、司牧評議会は、「家庭に祈りを！」ということをアピールすることになりました。

家族の中で一人だけ信者の方や、地域の事情といったことがあり、家族全員で祈ることが困難な方々も多くいらっしゃるでしょうが、互いに工夫し合い、家庭の中において祈れるようになりたいと思います。

議題2では、「今後、司祭不在の小教区ができるようになると思われるが、それほどにはいかない。その意味では親に自信があるよう、その対策が必要である。

う対応していくか、その対策」について話しました。

このテーマのポイントは、いわゆる司祭不足に対する対策ではなく、信徒のカリスマの養成・育成ということあります。

しかし、実際に信徒として「どのことについて」「どのように」「どこまでできるか」が不明確であり、かつ、「何を学んでおかなければならぬか」よく示されていないので、まずこうした内容を煮つめることができると確認されました。(笛氣直哉神父)

※ 教区事務所だよりも司牧評議会の今年の目標「家庭における子供の信仰教育」をテーマに種々の角度からレポートしていくことにしました。このテーマについて日頃考えておられる事を原稿用紙二~三枚にまとめてお寄せ下さい。それぞれの立場からの声を、お待ちしています。(締切 毎月十日)

佐藤司教ローマへの旅

仙台教区長・佐藤千敬司教は、5月13日から、約一ヶ月の予定で、教皇庁公式訪問(アド・リミナ)のためローマへ出発された。この旅行は、司教方が定期的に行うもので、今回も、日本の司教団がそろって出発された。なお、佐藤司教は、帰路、ボーランドとドイツのケルンに立ち寄られる予定である。

種々の事情で、旅行中の細かいスケジュールはきまっていないが、実り豊かな旅となるよう、祈りたいものである。

祝*
鮫教会

司祭館・信徒館 落成・祝別



鮫カトリック教会（信徒数一一〇名）では、このほど司祭館と信徒館と駐車場（収容能力50台）が出来上がり、去る4月29日に佐藤司教様をはじめ、鮫教会にゆかりのある神父様方をお招きし、落成・祝別式と祝賀会が盛大に催された。

司祭館は、ケベック外国宣教会のジョリコール神父様によつて25年前に建てられたものであるが、十勝沖地震の時、壁に亀裂が出来て老朽化が進み、早晚改築せざるをえない状態であった。又、信徒達の間には、何とかしてお聖堂の近くに信徒館を持ちたいという希望が大きくなり、昨年9月から、サラリーを得てゐる信徒の建築資金拠出が実行に移されて以来、実現の運びとなつた。

信徒館は約30坪で、中には台所があるので、夏期学校の時の宿泊も可能であるし、今後ど婦人方の手芸や料理教室等の文化活動センターとして最大限に利用される予定である。

祝 Sr 赤坂 終生誓願宣立



5月3日、午後2時から、オタワ愛徳修道女会本部修道院で、シスター赤坂節子（八戸塙町出身）の終生誓願式が行われた。さわやかな5月晴れに恵まれ、遠く八戸の家族、市内の恩人、友人、知人などがむじい

にかけつけた。誓願式は、佐藤千敬司教が司式、斎藤石雄師、アチール・クルノワイエ師、笹氣直哉師の共同司式で進められた。

佐藤司教は説教の中で、「憲法記念日のこの日、私達の憲法ということを考えてみるのも意味があることではないか」「修道者とは、全く自由な者として生きること、しかも、全く自由に、神ご自身が望むことを生きる者」

「私達の憲法は、神のみ心そのものである」とべ、続いて誓願式に入り、シスター赤坂

は大勢が見守る中で、「私は貧しい人々への奉仕と真理を伝えることに献身します」と誓願を宣立し、教会に受け入れられた。

ミサ後、修道院食堂において、ささやかな祝いが催され、なごやかなふんい気の内に、新誓願者を囲んで、楽しいひとときを過ごした。（オタワ愛徳修道女会）

キリスト教婦人合同祈禱会

△白河教会▽

去る3月7日、福島県白河教会において、白河市内のキリスト教関係の婦人達が一堂に会し、世界婦人祈禱会が行われた。この祈禱会は毎年全世界のキリスト教婦人達によつて

され、今年のパンフレットはタイ国によつて起草され、毎年に内容も深められている。

当日は、当番の白河教会の綿密な準備のもとに、日本キリスト教団白河教会、栄光教会などから20名余の出席者を迎へ、カトリック側と合わせて40名が参集した。

仙台教区の恩人

十 B. タルト師 帰天



聖堂での合同祈禱、別室での今年のテーマ「責任を持つ自由」についての話し合い、親睦を兼ねてのお茶のひとときと、日曜の午後をなごやかなふんい気の内に行われた。席上初めてカトリック教会を訪れたことを卒直に喜び合う声も聞かれ、よき交わりを感謝し、特にコリント人への前の手紙13章に基づく主任司祭のお話に對しての感銘が語り合われたことは、うれしい事であった。

（白河教会 金田今枝記）

葬儀ミサは4月25日午前11時、京都北白川教会で、田中、古屋京都司教、佐藤仙台司教をはじめ、ドミニコ会司祭達の共同司式で行はれ、多数の修道女、信徒が参列した。追悼の説教は、ドミニコ会員である佐藤司教がさ

仙台教区

広報担当者の集い

△盛岡で▽



去る5月3日、仙台教区の各県の広報担当者の集いが、盛岡の岩手カトリックセンターで行われた。初めての試みであり、「教区事務所だより」を充実させるために協力を求められた。吉田昌民師から、「キリスト者の生き方と広報活動」というテーマの講話があり、続いて各教会で事務所だよりをどのように利用しているか報告された。大部分の教会では、信者、求道者に配布するが、部数が足りないという声も聞かれ、必要部数を連絡すれば事務所で追加するとの確認もあった。又、大切な記事を神父様がミサの時読みあげるなど有効に利用している教会も多くなっているようである。

内容については、カトリック新聞等にも取り上げられるなど、関心を呼ぶものが多くなっている。信徒の信仰教育にも非常に役に立つ。そういう面で、教区内の一致のために働きかけるというのが、第一の目的だと思うので、教区の方針を度々流してほしい。又、司祭、司牧評議会等の教区内にとって重要な内容のものは、議事録、他の広報と重複しても取り扱ってほしい。同じ内容でも違った角度から見ることができてよい。と貴重な意見が出された。又、教区事務所だよりという名称を変えたらどうかという意見も強く出され、

事務局としても考慮することになった。

54年度
各種献金の集計まとまる

昭和54年度の各種献金の集計が次のようにあります。この教区事務所から報告された。なおカンボジア難民のための今年の四旬節愛の献金は、次年度の決算で報告されるが、5月1日現在で、四四七万八九六九円集まっている。昨年度の二倍の増額で、教会、各施設の協力が感じられ、よろこばしい事である。

東仙台教会・和野邦義氏、四ツ家教会・佐藤淳氏、斎藤正一氏、志家教会・北川好健氏、青森・本町教会・新松義男氏、塙町教会・藤村重実氏、事務所から吉田昌民師、小川敦子姉、徳武はつ江姉。

「聖靈における」セミナー開催



△仙台▽

去る5月15日(木)から、仙台・一本杉教会において、「聖靈における生活」セミナーが始まった。このセミナーは、聖靈刷新運動のグループメンバーが中心になって開かれたもので、聖靈において真の回心に導かれ、生活を一新されることにより信仰生活をより一層豊かにすることを目的としている。毎週木曜日のセミナーは七週間続き、それぞれのテーマに基づいて講話、小グループでの話し合い、聖書の分かれ合い等が行われる。講話は小林司教、ラシャペル師等が予定されている。佐藤司教からもローマ出発前に、参加者はセミナー参加によって、聖靈の実(愛、喜び、平安、親切、善意、誠実、柔和、自制心)を豊かに結び、教会共同体の一致のために働くように、とのメッセージを受けている。

● カテドラティクム	5.171.092円
(教会維持費と日曜献金の8%)	
● 高齢司祭厚生福祉基金	2.140.189円
(仙台教区の高齢司祭の扶助)	
● 四旬節愛の献金	2.419.717円
(54年2月~4月)	
● 児童福祉の日献金	3.719.627円
● 広報の日献金	443.990円
(献金の半額は教区で使用できる)	
● 聖ペトロ聖座への献金	552.106円
● 移住の日献金	464.254円
● 布教の日献金	594.087円
(ローマに集められ、布教国に分配される。 日本でも多額の配分にあづかっている。)	
● 聖地献金	276.951円
(54.4.13 聖金曜日の式中の献金)	

(54年4月~55年3月末)

● カトリック新聞を読みましょう
セミナー参加によって、聖靈の実(愛、喜び、平安、親切、善意、誠実、柔和、自制心)を豊かに結び、教会共同体の一致のために働く
一年分・五千円 半年分・二千五百円

教皇様から受洗
—そのお恵みに感謝して—
大谷かおり(一本杉教会)

ローマでは、本当に沢山のお恵みをいただきました。中でも、あの復活祭イヴでの素晴らしい洗礼式の時の事は、一生忘れられない思い出となるでしょう。ただただ莊厳で、サンピエトロを埋めつくす程の人々からの暖かい拍手を受けた時など、感謝できる気が止まりませんでした。

何といつても一番感謝したのは、洗礼を受けた時です。教皇様のとつても優しいお顔、まわりの神父様方の優しい心づかい、この感激は、とてもことばで言い表わすことはできません。ここにお母さんも来ていたらなあとどんなに思ったことか…。

復活祭イヴのミサが終わった後、特別に受洗者とその代父母が教皇様と謁見することになり、教皇様は、一人一人に声をかけて下さいました。私は、「どこから来たのですか」(英語で)と聞かれ、「日本からです」とふるえる気持ちで答えました。その時の教皇様の、とても優しいひとみは、今も忘れられません。それから私には、もう一つ心に残ったことがあります。ローマの町を歩くと、かならず神父様、シスター、プラザー達に会います。それに町角には、イエス様やマリア様の絵や像が、かならずといつていい位あるのです。それらが町に合って、とてもステキな感じなのです。日本では、シスター方が歩いていたりすると、変な目で見る人がいますが、ローマではそれが当然のようと思われているのです。カトリックの国だからそうなのかも知れませんが、私には、とてもステキに映つたのです。そしてとてもうらやましくも…。

「ほんとうに、ありがとうございます。」

おう！ 救命を小さな
「実子特例法を考える会」誕生
新村碩子(八木山教会)

石巻市の産婦人科医である菊田昇氏は、解決策として「実子特例法」の制定を提唱しておられます。それでは、この「実子特例法」というのは、一体どのような法律なのでしょうか。仙台のカトリック教会でも、この「実子特例法」について関心が高まってきており、プロテスタントの方々とも協力して、このたび、「実子特例法を考える会」が誕生しました。プロテスタントの牧師である佐伯、浅見、森野、各先生方、宣教師のドーソン先生、信徒の方方、そしてカトリックからも、笛氣神父様はじめ、シスター、一般信徒の男女十余名が、代表者の和野邦義先生(医師)を囲み、毎月一回集会を持つております。医学的な問題、そして宗教の問題など様々な角度から検討し勉強を進めている次第です。現在のところでは、菊田医師の思想にまだ不備な点も認められるのですが、「実子特例法」が制定される事により、救われる生命や家庭の幸福は非常に大きい予想されますので、私達は「実子特例法」の推進を目指す事になると思います。神の似姿として造られた人間の生命が救われるために、どうぞ皆様の御協力を、お願い申し上げます。

毎年日本では、二百万以上の胎児の生命が奪われているそうです。又、生まれたばかりの赤ん坊が産院の水の入ったバケツの中で、あるいはコインロッカー、山中等で密殺されている例は、少なくないそうです。親の利己心、又は世間から「未婚の母」と呼ばれることがへの恐怖などから、多くの胎児や赤ん坊の生命が葬られているのが現状なのです。

上
紙
テレフォン
サービス



教会維持について (四)

(2) レビ人を捨てないため

“十分の一税”が、レビ人のためにも用いられるのは、「レビ人は、あなたの方のうちに、分がなく、嗣業を持たない者だからである。」(申14の27)と言われます。当時、イスラエルの12部族は、各々の土地を分配してもらつたにもかかわらず、彼らレビ族だけは、その分配にあづからず、子孫に残すべき土地、財産を持つていませんでした。彼らは、祭司として民を代表して特別に神に祈りを捧げ、民の願いを取り次ぎ、更に民の罪の許しのために犠牲を捧げる職務、すなわち宗教的任務を果たしていたのでした。そのため、レビ人の家族を含めた生活を維持するためにも、十分の一税が使われていたのです。

(3) 寄留の他国人、孤児、寡婦たちを食べさせ、満足させるため
寄留の他国人!!現在ならば、さしづめ、ボート・ビルブルと呼ばれるベトナム難民や、ボウイン(心くだかれた者)は幸いであると在日韓国人などでしょう。何らかの事情で故

国を離れ、見知らぬ異国に寄留せざるをえない人々にとつて、衣食住などの環境の違いばかりでなく職業選択の自由も制限され、寄留地の法律上の保護さえ受けにくいものです。その結果、種々な不満も生じるでしょうし、時には、食事にさえ、こと欠くこともあるのです。

孤児ー現在の日本では、純然たる孤児は少ないでしようが、両親の離婚や蒸発などで、孤児同然に養護施設で育ち、義務教育だけで社会に出て行く青少年は、昔と変わらず、多いのです。この子たちも又、精神的に飢え、数々の不満や不安を持つっているのです。

寡婦ー未亡人は、死別、離婚にかかわらず、今も昔も、生計を維持するためのまつとうな職にありつけた人は少なく、今も将来も、不安定な生き方をせざるをえない人々の方が、更に多いのです。

更に三者共、人々の助けよりも、白い目で見られ、いわれのない差別を受ける事が多くあります。

イエスは、山上の説教で、彼ら(アナウイン)は幸いである。と言っています。それは、人間の助けを、もはや彼ら期待できず、神のみにすがらざるをえない状況を「幸い」と言つているのでしょうか。

更に、人間的には、幸福に恵まれている人に、「このいと小さき一人にしたことは、私にしたことである。」と言われる。主キリストへの奉仕をさせて下さるという意味で、アナウイン(心くだかれた者)は幸いであると

言えるのでしょうか。

私達一人一人が、自分の身近にいる寄留の他国人、孤児、寡婦たちを自分の兄弟姉妹として助けるのは、キリスト者として当然のことではあります。が、身近にいない場合、あるいは直接助けられる状況にない場合(例えは外国にいる彼ら)、更に、個人では、不可能な、もっと大きな助けを要する場合に、私達の十分の一の捧げ物が役立つのです。

現代において、自分の属する小教区(聖堂、信徒館、司祭館の維持、司祭の布教のための費用、信徒館の経費等)の維持のみならず、担当司祭の生活費、更に、不安と飢えのある人々を助けるために“十分の一税”的おきてが定められたと言つてよいでしょう。

(高田徳明神父)

笑憩

—聖書の勉強



★カナの婚宴

イエズスが、カナの婚宴の時、最初の奇跡を行なつて、水をぶどう酒に変えたことを、子供達に話してから、神父は質問した。
「この素晴らしい奇跡を見た時、そこにいたお客様は、何を考えたでしょうか?」
「今度、うちにも来てほしい……」

★最後の審判

世の終わりと最後の審判の話を教師は生き語り、生徒はかたずをのんびり聞いていた。最後に、何か質問があるかと聞くと三郎君が勢いよく手をあげた。
「先生、その日は、学校もお休みですか?」

